

## 居合道段級位審査会実施にあたっての感染拡大 予防ガイドライン

### 【はじめに】

- (1) 岡剣連(以下ガイドラインにおいて「主催者」)は、審査会を開催するにあたって、審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。  
主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この「居合道審査ガイドライン」の内容を徹底する。
- (2) 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付時の密集、密接を避けるために受付時間を伸ばしたり、トイレ・休憩室の密集、密接を避けるために休憩時間を長くするなど、全体として時間に余裕を持った計画を立てる。
- (3) 主催者は、受審者並びに関係者以外(例えば、付き添いや見学者)は入場できないことを、あらかじめ周知徹底する。
- (4) 受審者並びに関係者は、本「居合道審査ガイドライン」を遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

### 1 審査会実施に向けて

- (1) 「事前申込制度」を導入する。  
審査会当日までに各道場ごとの「受審者の人数、年齢、性別、資格等」を確認し、当日の受付場所での密集・密接を避ける。
- (2) 施設の入場口・受付・審査会場・駐車場は広いスペースを確保する。
- (3) 消毒剤(手指・物)・非接触型体温計・マスク・ゴム手袋等、感染防止品を準備する。
- (4) 手洗い、うがいのできる場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に消毒剤を配置する。

### 2 審査員・係員

- (1) 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、家庭用マスクを着用のうえ、フェースシールド(審査員用のみ岡剣連で準備する)を着用する。
- (2) 当日、検温後「体調確認票」(別紙)に記載し、審査委員長へ提出する。
- (3) 受付係員等は、ゴム手袋を着用する。
- (4) こまめに手洗い・うがい・手指消毒を行う。
- (5) フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにし、不要な会話を避ける。

### 3 当日受付

- (1) 受審者の整理誘導を行い、入場は原則受審者のみとする。
- (2) 受付では、手指消毒を徹底させる。
- (3) 受審者の「体調確認票」を提出させ、内容を確認する。
- (4) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、受審させない。
- (5) 「体調確認票」を持参しなかった受審者には、その場で非接触型体温計等により、体温測定を行い、「体調確認票」に必要事項を記入させ、提出させる。
- (6) やむを得ず行列になる場合に備え、並ぶ場所の床に2メートル毎に目印のテープを貼る。
- (7) 対面する場合は、アクリル板・透明シート等で飛沫を遮断する。
- (8) 受付場所が密集、密接にならないよう入場制限を行う。

### 4 施設内

#### (1) 審査会場

- 多くの人に触れる用具、箇所(ドアノブ等)を定期的に消毒する。
- 送風機等を利用して常に換気を適切に行う。
- 審査場の余地を十分設ける。(受審者同士の密集・密接を避ける)
- 合格発表の際は、密集・密接にならない方法で行う。

#### (2) 洗面所(トイレ)

- トイレ出入口に消毒剤を用意する。
- 手洗い場には石鹸(ポンプ式)を用意する。
- ペーパータオルを用意する。(乾燥装置は使用させない)

#### (3) 待機スペース(フロアー内)

- 広さにはゆとりを持たせ、3密を避ける。  
(難しい場合は、入室制限する等の措置を講ずる。)
- 送風機等を利用して換気を適切に行う。

#### (4) 役員・審査員控え室

- 飲食物を扱う場合は、手洗い、手指消毒を行う。
- 役員・審査員控え室での湯茶接待は簡素化する。

#### (5) 観覧席

- 受審者以外(保護者等)の入場は認めない。
- 観覧席がある場合、受審者の休憩場所にあてる。
- 受審者同士が密集・密接にならないようにする。  
(必要に応じて、観覧席の席数を減らすなどの対応をする)

#### (6) ゴミの廃棄

- ゴミを回収する場合は、マスク・ゴム手袋を着用する。  
(回収時は、ビニール袋に入れて密閉する)
- マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸や流水で手洗い、手指消毒をする。

## 5 受審者

- (1) 受審者は受付時、持参した「体調確認票」を提出する。
- (2) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、受審できない。
- (3) 受付終了者は、観覧席等に移動し待機する。(密集にならないように 1 席空けて間隔を取る)
- (4) 呼出位置に集合し、受審番号を決定する。
- (5) マスクの着用について
  - 審査会場への往復途上では、家庭用マスクを着用する。
  - 審査会場内では、個人それぞれに合ったマスクを常に着用する。
- (6) 会場入り口に消毒剤を設置し、受審者に手指の消毒を徹底させる。
- (7) 会場内へは、受審者・係員以外は入場を禁止する。(保護者は送迎・受付のみ)
- (8) フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにさせる。
- (9) 上下足の区別を徹底させる。(素足のまま屋外へ出ない)
- (10) 実技審査では、1組当たりの演武人数を3人以内とする。
- (11) 合格発表は、密集、密接になることを回避する。
- (12) その他、下記について厳守する。
  - 着替えはあらかじめ自宅等で行う。
  - こまめな手洗い・うがい・手指の消毒をする。
  - 会場内での会話は控えめにする。
  - すべての待機者は必要なく移動しない。
  - 各自でこまめに水分補給する。
  - 飲食は指定場所で行う。
  - 体調が悪くなった場合は、遠慮なく係員に申し出る。
  - ゴミの放置や忘れ物をしないようにする。
  - 係員の指示に従い、円滑な審査運営に協力する。
  - トイレはふたを閉めてから流す。(審査委員長説明)

## 6 その他

- (1) 「体調確認票」は、岡剣連にて約1ヶ月間保管する。(個人情報のため取り扱いに注意)
- (2) 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、岡剣連に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告する。
- (3) 「段級審査申込書」、「体調確認票」は岡剣連ホームページに掲載する。